

平成27年度 第3回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 平成27年10月27日(火) 午前10時から午前11時まで
場 所 : 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

今回初めて尚絅学院大学准教授の栗原由紀子先生が出席しておりますのでご紹介させていただきます。それでは栗原委員から御挨拶をお願いいたします。

栗原委員

※挨拶

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

事務局

※届出状況について

資料1に基づき説明

江成委員長

ただいまのご説明にありましたように新設の届出が1件、変更の届出が3件ということでございます。新設のヨークタウン登米中田につきましては、次回の委員会で審議をしたいと思っております。ただ、変更につきましては、変更の内容によって、審議区分B案件、C案件というふうな区分けをしまして、今回の変更内容につきましてはC案件で審議の対象外という整理になっています。

初めての方もいますし、その区分について説明をお願いします。

事務局

※区分について説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。いまのご説明についての質問でもよろしいですし、内容についてのご質問でもかまいません。よろしいですか。それ

では、次の議題に移りたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】(仮称)ウジェスーパー岩ヶ崎SC

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。前回の委員会で議論をいたしまして、騒音の問題について少し要望をしておいたということで、それについての回答のご説明がありまして、それを踏まえた上で、県の意見は「なし」という提案でございますが、いかがでしょうか。

牧野委員

ちょっとよろしいでしょうか。結構だと思いますが、ちょっと問題なのは、表立って出てこないのですが、遮音壁が0.8mm厚の鋼板なものですから。本来の予測式というのは剛壁です。コンクリートの場合は振動しないという前提です。カラー鋼板の効果とその後ろの緑地があるので、値から見て大丈夫だと思うのですが、場合によっては苦情が出る可能性があると思います。計算数値からは全く問題はないですけど。

江成委員長

その防音壁の材質が違うということについては、事業者は何か意図があつてのことなのでしょう。予測に使う場合の材質と違うものを設置したというのは、そっちがむしろ普通だということなのでしょう。

事務局

設置者からは特に説明されていません。

牧野委員

普通といえば普通ですが、コンクリートの壁はかなり高いし暗くなるし印象も悪いということで、こういうカラー鋼板が用いられています。カラー鋼板の抑止の効果を見積る方法がないので、予測は非常に理想的な場合ですが、一応基準値の45dBより少し差があるので大丈夫かなという気はします。実際にやってみないと結果が分からないというところが正直あります。

江成委員長

事業者の方からは、事後対応についてのコメントは何かありますか。

事務局

事後対応につきましては、追加検討書の6ページの下段の後半の方で、将来、住居等が建設された場合は遮音壁等の対策を行う、と述べておりますし、届出書の方でも同様に苦情が発生した場合は、対応するという旨が記載されております。

江成委員長

はい、というような事です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、県からの意見はなしということでもよろしいでしょうか。

江成委員長

では、続きましてフレスコキクチ丸森についてお願いします。

ロ **【新設】(仮称)フレスコキクチ丸森**

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。この案件につきましても前回の委員会で議論をした案件でございますが、ただいま事務局から説明がありましたような状況で、県からの意見はなしということですが、いかがでしょうか。

前回は聞いたかもしれませんが、グループホームのケースについては何か特別な手立てをしているわけではないのですか。

事務局

基準値を5dB減じて通常より厳しめの基準値を設定しております。

江成委員長

それでチェックしているんですね。

事務局

はい、そうです。その上で基準値を満たしているので影響はないということにしております。

江成委員長

いかがでしょうか。

岩井委員

意見ということではなくてですね、場所の雰囲気というのはなかなかつかめないもの
ですから、できれば資料に、このような写真ですか、あるとイメージができるのですが。
図面だけのイメージというのはかなり難しいので、今後こういう資料として添付しても
らえるといいですね。

江成委員長

こういう写真は業者の方ではできないです。グーグルか何かから引っ張ってきている
のですか。

事務局

おそらくそうだと思います。

岩井委員

前はよく写真が入っていたような気がするのですが。詳細な図面だからなかなかイメ
ージができません。

事務局

宮城県の方では周辺写真は必須資料としていないので、写真を実際に付けるかどうか
というのは設置者の判断となります。追加検討資料には写真がついておりますが、接骨
院や住居の場所を分かってもらうには写真が一番だと設置者が判断して付けたものだ
と思います。

江成委員長

そうですね。もし大きな手間にならないのであれば、できるだけ申請書の段階で写真
があった方がわかりやすいということでお伝え願えればと思います。

事務局

はい。

江成委員長

それではよろしいですか。ただいまの県の意見については「なし」ということで、そ
のとおり進めてもらうこととします。

ハ 【変更】イオン古川店

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

はい、ありがとうございました。この案件につきましては、この委員会でも検討いたしまして、業者とのやりとりもしてまいりました。その結果として県の意見としてはないということですが、それなりの業者とのいろんなやりとりを踏まえた上での県の提案ですが、いかがでしょうか。

栗原委員

隔地駐車場はたぶん賃貸借だと思いますが、駐車場は使わず地権者に返してしまうのですか。貸借そのものが無くなるということですか。

事務局

正式に回答があったわけではありませんが、担当者レベルの話では地権者に返還すると聞いております。

栗原委員

もし、ものすごく客が増えた時に屋上の開放は可能かもしれませんが、隔地駐車場については無くなるということですね。

事務局

はい、完全に閉鎖する形になると思います。

栗原委員

もし隔地駐車場を無くしても屋上の駐車場を解放すれば指針どおりの駐車台数は充足するのですか。指針は達成するということですか。

事務局

そうですね、100台近くになっていますが、指針には至っていないという状況ですので、屋上、あるいは平面駐車場の端っこの方を一部復活させれば、ある程度はセール日にも対応できる台数が確保できるのではないかと、計算上はなっています。

栗原委員

完全に隔地駐車場が無くなってしまおうんですね。

事務局

そうです。

江成委員長

はい、他にはいかがでしょうか。

手続き上、大崎市の意見というのは事業者の方には伝わる訳ですね。

事務局

はい、そうです。

江成委員長

いかがでしょうか。議論の過程の中で、指針の数値の求め方の全国一律的な考え方で出されているということで、場所によってはそれは多くなる可能性もあるということもあります。現実のこれまでの実績等の駐車台数等から考えて妥当な数字だということの説明がされてきた訳でございますが、なお地元の自治体から意見が出ていますので、これについては、是非事業者の方にも受け止めていただいて対応していただくということのようですので、県の意見としては、県としては意見を出さないというふうな提案でございます。

江成委員長

よろしいでしょうか、それではただいまの説明について事務局の案どおりに進めていただきたいと思います。

(3) その他

江成委員長

本日の議題は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

事務局

※次回の日程について調整

3 閉会

江成委員長

では本日の議題全て終了いたしました。どうもご苦労さまでした。